

令和4年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和4年3月7日(月曜日)

- 日時 令和4年3月7日 午前10時00分開会
○場所 議場
○議件
1. 議案第12号 令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分
 2. 議案第13号 令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
 3. 議案第15号 令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算
 4. 議案第21号 網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 5. 議案第27号 令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分

○出席委員(5名)

委員 長	松浦 敏司
副委員 長	近藤 憲治
委 員	石垣 直樹
	金兵 智則
	澤谷 淳子

○欠席委員(1名) 工藤 英治

○議 長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(4名)

平賀 貴幸
古田 純也
村椿 敏章
山田 庫司郎

○説明者

副市長	後藤 利博
市民環境部長	武田 浩一
健康福祉部長	桶屋 盛樹
健康福祉部次長	永森 浩子
市民活動推進課長	湯浅 崇
戸籍保険課長	渡邊 眞知子
戸籍保険課参事	田中 靖久

健康推進課長	今野 多賀子
社会福祉課長	結城 慎二
介護福祉課長	野呂 俊広
子育て支援課長	高畑 公朋
子育て支援課参事	小沼 麻紀
.....	
教 育 長	岩永 雅浩
学校教育部長	田口 徹
社会教育部長	吉村 学
学校教育部次長	小路谷 勝巳
社会教育部次長	岩本 博隆
学校教育課長	小松 広典
学校教育部参事	高橋 善彦
社会教育課長	岩尾 弘敏
スポーツ課長	大西 広幸

○事務局職員

事務局 長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務議事係主査	寺尾 昌樹

午前10時00分開会

○松浦敏司委員長 おはようございます。

ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

初めに、工藤英治委員より欠席の届出がありましたのでお知らせいたします。

本日の委員会ですが、付託された議案5件について審査いたします。

進行であります。初めに、議案第12号中、市民環境部、健康福祉部関係分、議案第13号、議案第15号、議案第21号、議案第27号の審査を行います。

その後、理事者の入替えを行い、議案第12号中、学校教育部、社会教育部関係分の審査を行います。

それでは、議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約の債務負担行為の補正について説明を求めます。

○今野多賀子健康推進課長 議案資料2ページ、資料3号を御覧願います。

令和3年度一般会計債務負担行為の補正、各種予

防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約につきまして御説明申し上げます。

3、債務負担行為の補正、一般会計の上から2番目に記載がありますが、令和4年度における各種ワクチンの供給及び接種に伴う業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を取り進める必要がありますので、8,141万8,000円を限度額といたしまして補正するものであります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第12号中、青少年平和都市友好交流事業について説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料3号25ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算中、市民活動費、青少年平和都市友好交流事業の補正について御説明いたします。

初めに、1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度予定をしておりました、青少年平和都市友好交流事業を中止としたため、交流事業に係る事業費を減額補正するものでございます。

内容につきましては記載のとおりとなり、交流事業費の111万9,000円を減額補正するものであります。

次に、2、補正額ですが、(1)歳出予算につきましては、補正前の額112万1,000円に対し、補正額はマイナス111万9,000円で、減額補正の財源内訳については記載のとおりです。

なお、補正後の額2,000円については、当市が加盟する平和首長会議の加盟都市負担金となっております。

また、2、歳入予算につきましては、参加者負担金、1名、3万円の6名分、計18万円を減額補正するものです。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、議案第12号中、住民基本台帳システム改修事業について説明を求めます。

また、繰越明許費の補正が関連していますので、併せて説明を願います。

○渡邊眞智子戸籍保険課長 議案資料26ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算のうち、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、マイナンバーカードを活用し、転出入手続をワンストップ化できるように、住民基本台帳システムを改修するための経費を追加補正するものです。

住民基本台帳法の一部改正に伴い、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に必要な機能、住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステムを連携するためのシステムなどの整備、改修を行うもので、改修費として335万5,000円の事業費となります。

財源につきましては、2、補正額、(1)歳出予算に記載のとおりで、全額が国庫補助金となります。

なお、本事業につきましては、年度内での完了が見込めないことにより、翌年度に全額を繰越しするものであります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、議案第12号中、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課長 議案資料3号の27ページを御覧願います。

令和3年度一般会計社会福祉総務費、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業に対する、地域づくり総合交付金の交付が決定したため、財源補正を行うものであります。

内容といたしましては、当初活用を検討していた、地域づくり総合交付金の高齢者などの冬の生活支援事業が、既に事業の募集を終了していたため、全額一般財源としていたところではありますが、令和3年12月21日に、道交付金の実施要綱が改正され、交付基準の引き上げと事業の追加募集が行われたため、補助申請により交付が見込まれるものであります。

2の補正額であります、(1)歳出予算における財源内訳は、交付が見込まれる道補助金105万円を充当するため、一般財源から同額を減額するものであります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続いて、議案第12号中、生活困窮者自立支援支給事業の繰越明許費の補正について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課長 議案資料3号の2ページを御覧願います。

令和3年度一般会計社会福祉総務費、生活困窮者自立支援金支給事業の補正、繰越明許費の設定について御説明いたします。

2、繰越明許費の補正、上から2番目に記載がありますが、生活困窮者自立支援金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどの理由により、特例貸付を利用できない世帯に支援金を支給するため、令和3年7月から実施しております。

当初、8月31日までとされていた申請期間が、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策及び国の制度改正により、支給対象要件が見直され、令和4年6月末まで延長されたところであります。

申請期間が延長されたことにより、支給期間が本年9月までとなり、年度内での事業の完了が見込めないことから、162万円を翌年度に繰越すものであります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続いて、議案第12号中、生活介護給付事業ほか4事業について説明を求めます。

○結城慎二社会福祉課長 議案資料3号の28から31ページを御覧願います。

令和3年度一般会計障がい者福祉費、生活介護給付事業ほか4事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの利用人数及び利用日数などが当初見込みを下回ったため、次の経費を減額補正するものであり、金額は、生活介護給付事業1,060万円、②施設入所支援給付事業380万円、③身体障がい者更生医療給付事業610万円、④共同生活援助給付事業1,200万円、⑤放課後等デイサービス給付事業810万円となります。

2の補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、29ページ、(1)歳出予算の①生活介護給付事業から、30ページの⑤放課後等デイサービス給付事業に記載のとおりとなり、また、事業ごとの減額補正に併せて、財源内訳となる国庫負担金、道負担金、一般財源を補正するものです。

減額の内容でございますが、③の身体障がい者更生医療給付事業につきましては、対象医療費全額を扶助する生活保護受給の利用者数が見込みを下回ったため、給付費及び給付の際に発生する審査支払い手数料を減額するものです。

その他の4事業につきましては、利用人数及び利用日数が当初見込みよりも減少したため、給付費を減額するものです。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、31ページ、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 3番目の身体障がい者更生医療給付事業につきましては、対象者が少なくなったと。

その他については、利用人数、回数が減りましたという御説明を頂いたところなのですが、これはなぜこうなったのか、またこのコロナの影響があったのか、お伺いしたいというふうに思います。

○結城慎二社会福祉課長 それぞれ理由は多少異なりますが、例えば死亡による利用中止、あるいは転出による利用中止、入院による利用中止などがありまして、利用人数が減っているものでございます。

コロナの影響が全くないわけではございませんが、主たる要因ではないというふうに考えております。

○金兵智則委員 主に人が減ったから回数も減ったということなのだと思っておりますけれども、これ減額したということですので、事業者的には収入が減る

という形になるのかなというふうに思うのですけれども、事業者の運営的には問題ないものなのですかね。

○結城慎二社会福祉課長 事業者に支払われる介護報酬は、当然利用実績に基づいて支払われるべきものですから、今回の補正には関係なく人数が減れば当然その分、収入は減るということになります。

ただ、その利用に基づいての給付になりますから、経営状況に対する影響というものは全くないわけではございませんが大きいものではないというふうに考えています。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、続いて、議案第12号中、介護保険特別会計繰出金と、議案第15号令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算については、関連がありますので併せて説明を求めます。

また、補正予算に伴う債務負担行為の補正も併せて説明を願います。

○野呂俊広介護福祉課長 議案資料の32ページを御覧願います。

令和3年度一般会計高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきまして御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。令和3年度における介護給付費の実績が当初の見込みを下回ることに伴い、市の公費負担分として、介護保険特別会計への繰出金が減額となるため、次の経費を減額補正するものであり、金額につきましては750万円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2、補正額に記載のとおりとなります。

次に、議案資料の49ページから50ページを御覧願います。

令和3年度介護保険特別会計補正予算、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費につきまして、御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。令和3年度における介護給付費の実績が当初の見込みを下回ることに伴い、次の経費を減額補正するものであり、金額につきましては、居宅介護サービス給付費が1,000万円、施設介護サービス給付費が5,000万円となり、合計で6,000万円となります。

2、補正額であります。歳出予算における給付費ごとの補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)歳出予算の①居宅介護サービス給付費、②施設介護サービス給付費に記載のとおりとなります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、50ページの(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

次に、議案資料の2ページから3ページ、資料3号を御覧ください。

令和3年度介護保険特別会計債務負担行為の補正、事務機器リース契約外1件につきまして御説明いたします。

3、債務負担行為の補正、3ページ中段の介護保険特別会計に記載がありますが、令和4年度における介護保険業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を取り進める必要があることから、事務機器リース契約といたしまして37万円、要介護認定訪問調査委託契約といたしまして、522万5,000円を債務負担行為の限度額として補正するものであります。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 こちらも、当初見込みを下回ったということなのではございますけれども、その理由、特に施設介護サービス給付費のほうが大きくなっているところ、なぜかなと思うところもありますが、その辺の理由についてお伺いしたいというふうに思います。

○野呂俊広介護福祉課長 まず、居宅介護サービス給付費につきましては、コロナ禍における医療自粛などの影響を受けたと考えておまして、デイサービスですとか、通所リハビリ事業の通所系サービスと、ショートステイへのサービスがそれぞれ当初予算との比較で、11%程度の減少となる見込みとなっております。

それから施設介護サービス給付費につきましては、一部の事業所で定員に満たない状況が続いておまして、施設系サービス全体では6%程度の減少となる見込みであります。施設サービスの具体的な内容については、コロナの影響ではありませんが、医療法人が運営する介護老人保健施設におきまして、利用定員69床のところ、現在25床程度の利用と見込んでおります。

それから、介護要員ですけれども、35床程度の利

用を見込んでおりましたけれども、現在30床程度の利用の見込みとなっております。

介護医療につきましても、網走市以外からの入所も可能でありますことから、その影響などもあると考えているところでございます。

○松浦敏司委員長 失礼しました。

野呂課長と言うところを、結城課長と言っていました。大変失礼しました。

続いてどうぞ。いいですか。

では、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に移ります。

続いて、議案第12号中、後期高齢者医療給付費負担金について説明を求めます。

○田中靖久戸籍保険課参事 議案資料3号の33ページを御覧ください。

令和3年度一般会計高齢者福祉費補正予算、後期高齢者医療療養給付費負担金につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、後期高齢者の医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で運営しており、各市町村は広域連合に対し、療養給付費負担金を納めております。

このたび、後期高齢者医療に関わる令和2年度分の療養給付費の確定及び令和3年度分の療養給付費負担金の決定に伴い、負担金3,820万7,000円を減額補正するものでございます。

その内訳としては、令和2年度分で約2,990万円、令和3年度分で約830万円の減となっております。

次に、2の補正額の歳出予算でございますが、後期高齢者医療療養給付費負担金の補正額は、負担金3,820万7,000円の減額で、補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

また、補正前の額、補正後の額は表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続いて、議案第12号中、幼稚園型一時預かり事業について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 議案資料34ページを御覧ください。

令和3年度一般会計児童福祉費補正予算、幼稚園

型一時預かり事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、幼稚園及び認定こども園が行う幼稚園型の一時預かりに対する、加算の交付基準額の引き上げ及び対象要件の緩和に加え、利用者数が当初予定を上回る見込みのため、次の経費を追加補正するものであり、金額は1,320万円となります。

今事業は、園終了後や長期休業中に在籍する園児の一時預かりを実施した場合、国の基準により、事業実施に必要な経費の一部を補助するものであり、市内6園が対象となります。

内容でございますが、1点目は長時間の一時預かり、担当職員の資格の有無、延べ利用園児数などの要件を満たした場合の加算がありますが、今年度加算に伴う交付基準額の改正と、対象要件が緩和され、市内3園が加算要件を満たしているため、1施設当たり289万2,400円の加算で、867万8,000円を追加いたします。

2点目は、当初、前年度の実績を勘案し、延べ2万1,136名の利用を見込んでおりましたが、現段階で延べ2万8,718名の利用が見込まれるため、7,582名の増で、452万2,000円を追加いたします。

次に、補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1)に記載のとおりで、財源内訳は国庫補助金、道補助金、一般財源ともに440万円でございます。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 詳細に御説明を頂いたところなのですが、一点確認したいのが、一時預かりをできる人数とあって、1日何人とかという制限はなかったのですか。

○松浦敏司委員長 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時31分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質問に対する答弁から。

○高畑公朋子育て支援課長 各施設に定めとかというのは決まっています。

実は上限というのがない状況です。

と言いますのも、在籍する園児が一時預かりを在

籍する園で行うのがこの事業ですので、先生たちの配置が許せば、極端な話、全員でも問題ないというところですよ。

○金兵智則委員 園で何人ということではなくて、何人に1人という形の保育士さんと言えばいいのですかね、の配置基準なので、大人数を預かることになればそれだけ多くの保育士さんを設置すれば大丈夫なことなのだというので、7,000人増えたということなのだというふうに思いますけれども、これ、じゃあ、ちなみになのですけれども、この約2万1,000人と算定をしていたというところは、どういう基準だったのですか。

○高畑公朋子育て支援課長 これはですね、前年度の実績を基に、2万1,136名の利用ということで見込んでおりました。

○金兵智則委員 前年度実績だったということで、7,000人もと言えば、結構な割合で増えたなというふうな認識なのですけれども、何か増えた要因とかというのは押さえていたりしますか。

○高畑公朋子育て支援課長 現段階でまだ詳細な分析はできていないという状況なのですけれども、実は網走市の幼稚園児の人数の現状としましては、幼稚園児自体が、実は人数が減少傾向にあるという状況にもあるにも関わらず、こういうふうが増えるということにつきましては、実は、次の議案でちょっと御説明しようとは思っていたのですけれども、幼児教育に通ってはいるけれども、保育の認定を有している御家庭につきましては無償化の対象となります。

そういった御家庭のお子さんが増加しているという現状もありますので、そういったところで増えているというところは、あるというふうに考えています。

○金兵智則委員 今課長がおっしゃったとおり、保育無償化が始まってから、幼稚園児のほうは全国的にですよね、減ってきているというのは、僕も聞いていました。

その状況にも関わらず、その幼稚園型と言えいいのですかね、幼稚園のほうを選んでいる御家庭なのに、何故ここまで増えたのかなという、ちょっと疑問があったものですから聞いてみたのですけれども、詳細はこれからということなので、もしいつの日かわかったときにまた教えていただければというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続いて、議案第12号中、子育て支援施設等利用給付費について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 次に、議案資料35ページを御覧ください。

令和3年度一般会計児童福祉費補正予算、子育て支援施設等利用給付費について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、幼稚園及び認定こども園等に通う保育認定を受けた児童の一時預かりの利用者数が、当初想定を上回る見込みであること。

また、前年度の給付費の確定に伴いまして、国及び道への返還金が生じるため、次の経費を追加補正するものであり、金額は200万円となります。

一時預かりに対する利用者負担額の支援につきましては、当初140名の利用を見込んでおりましたが、172名の利用が見込まれるため、32名の増で、132万4,000円の追加となります。

国及び道への返還金につきましては、令和2年度における給付費の確定に伴いまして、67万6,000円の返還金が生じるものであり、内訳は国が51万3,000円、道が16万3,000円となります。

次に、補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1)に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金66万2,000円、道補助金33万1,000円、一般財源100万7,000円でございます。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続いて、議案第12号中、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料36ページを御願います。

令和3年度一般会計児童福祉費、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和2年度に実施したひとり親世帯への臨時特別給付金給付

事業の確定に伴って、国への返還金が生じるため、次の経費を追加補正するものであり、金額は863万3,000円となります。

本事業につきましては、昨年度、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や、家計急変により収入が、児童扶養手当の受給水準まで下がった方などを対象に実施いたしました。当初見込みより申請世帯が少なく、返還金が生じるものであり、返還金の内訳は、給付費763万円、事業費100万3,000円となっております。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は全額一般財源となります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、続いて、議案第12号中、地域子ども・子育て支援事業交付金返還金について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 議案資料37ページを御覧ください。

令和3年度一般会計保育所費補正予算、地域子ども・子育て支援事業交付金返還金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、平成28年度から平成30年度における地域子育て支援拠点事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定に誤りがあり、国及び道への返還金が生じるため、次の経費を追加補正するものであり、金額は1,648万7,000円となります。

このことは、令和4年1月20日開催の第1回臨時会で経過等を御説明させていただきましたが、地域子育て支援拠点事業の実施に伴う職員の配置につきまして、会計検査院から要件を満たしていないとの指摘を受け、交付金の過大受領と判断されたものであり、3か年分の返還金の内訳は、国が839万円、道が809万7,000円となります。

次に、補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) に記載のとおりとなり、財源内訳は全て一般財源となります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 これは中身については伺っておりますので、確認だけでも、今後、体制的には問題ないということではよかったですか。

○高畑公朋子育て支援課長 全て現状改善しております。今後は問題ないというふうに思っております。

○金兵智則委員 なかなかね、意味の取り違えなのか、言い回しの解釈の違いなんかで、致し方ない部分もあったのかなというふうには思いますけれども、今後こういうことがないように、よろしく願いをいたします。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部、健康福祉部関係分と、議案第15号令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

○松浦敏司委員長 議案第13号令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

また、補正予算に伴う債務負担行為の補正も併せて説明を求めます。

○田中靖久戸籍保険課参事 議案資料3号の47ページを御覧ください。

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算、一般被保険者医療給付費分外2事業につきまして御説明いたします。

1の補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険被保険者等に係る保険料の減免に対し、国及び道の補助金が交付されることから、道に納付する事業費納付金の財源を補正するものであります。

減免保険料に対する補助金の補助率は、国と道を合わせて10分の10となっております。

次に、2の補正額、(1) 歳出予算でございますが、①の一般被保険者医療給付費分につきましては、488万5,000円を国民健康保険料から道補助金

195万4,000円、国庫補助金293万1,000円に、財源補正するものでございます。

②の一般被保険者、後期高齢者支援金等分につきましては、171万7,000円を、国民健康保険料から道補助金68万7,000円、国庫補助金103万円に財源補正するものでございます。

次のページになりますが、③の介護納付金分につきまして、95万4,000円を、国民健康保険料から道補助金38万2,000円、国庫補助金57万2,000円に財源補正するものでございます。

(2)の歳入予算につきましては、表に記載のとおりであります。

保険料減免分として3事業の合計で755万6,000円となっており、その同額の補助金を国及び道から交付を受けることとなります。

続きまして、資料3号の2ページを御覧ください。

補正予算の概要、3、債務負担行為の補正の2段目、国民健康保険特別会計を御覧ください。

令和3年度国民健康保険特別会計債務負担行為の補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、令和4年度の国保市町村事務処理標準システム保守委託契約及び国保市町村事務処理標準システム連携保守委託契約に当たって、令和3年度中に契約事務を取り進める必要があることから、それぞれ142万6,000円、25万1,000円、合計で167万7,000円の債務負担行為限度額を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第13号令和3年度網走市国民健康保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○松浦敏司委員長 次に移ります。

議案第21号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広介護福祉課長 議案資料の60ページ、資料9号を御覧願います。

議案第21号網走市介護保険条例の一部改正概要に

ついて御説明いたします。

1の趣旨であります。介護保険法第142条の規定に基づき、介護保険に関し保険給付地域支援事業も含め一切の給付等がなされない刑務所と刑事施設、被収容者など、特別の理由があるものに対する保険料等の減免につきまして、国から被収容者に対する減免を検討するよう通知があったため、令和4年度以降、延滞金及び保険料の減免を可能とする、当該条例の所要の改正を行うものであります。

2の内容であります。市長が特別の理由があると認めるとき、また、特に必要があると認める者に対して、延滞金及び保険料を減免することができる旨の規定を加えるものであります。

3の施行期日ですが、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 国からの検討の通知を踏まえた、網走市の条例改正であると思いますが、この市長が特別な理由があると認めたとき、例えばどのような事例が当てはまるのか教えてください。

○野呂俊広介護福祉課長 介護保険法に基づく減免の対象は、4つの事業、基準が示されているのですけれども、震災ですとか風水害ですとか、農作物の不作などによって、著しく財産の損害があった場合についてはという規定は、もともと介護保険法の中で定められておりますけれども、この例外規定として設ける場合には、市長が特別な理由があると認めるといったときというふうに表現するのが一般的でございます。詳しい今回の刑事施設とか、そういったところについては、この下に取扱要綱の中で、詳しい減免の基準割合ですとか、そういったものを決めるということで、取り進めております。

○松浦敏司委員長 いいですか、石垣委員。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

石垣委員の質疑に対する答弁から。

○野呂俊広介護福祉課長 今回、条例を制定する具体例につきましては、刑事施設、網走で言えば、刑務所等に入られている方の減免を規定するといった内容になっております。

○松浦敏司委員長 石垣委員よろしいですか。

○石垣直樹委員 刑務所に入所している方は特別に減免される、全ての方がされるということですか。

○野呂俊広介護福祉課長 国から示された内容につきましては、刑事施設、定義されているのは、刑務所、少年刑務所、勾留所を指しているものでありますけれども、網走市におきましては、刑務所に入っている方を対象とするといった内容になっております。

○石垣直樹委員 刑務所に入所されている方全てが、介護保険料の減免をされるということで理解いたします。

○野呂俊広介護福祉課長 ほかにありませんか。

○金兵智則委員 1点だけ、刑務所の収容者の方について、ここに御説明があるのでわかったのですが、この「など特別な理由」というのは、ほかに何か思い当たるのって、今の段階でありますか。

○松浦敏司委員長 休憩ですか。
暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○野呂俊広介護福祉課長 現在のところ刑務所に入っている方以外のところは、想定しているところではございません。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第21号網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○松浦敏司委員長 次に移ります。

議案第27号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分、幼稚園施設型給付費外7事業について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 追加議案資料15号、6ページを御覧ください。

令和3年度一般会計児童福祉費、保育所費、児童福祉施設費補正予算、幼稚園施設型給付費外7事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の新しい資本主義による、分配戦略に沿って、保育士、幼稚

園教諭等の処遇改善を図るため、次の経費を追加補正するものであり、金額は公営施設分16万9,000円、民営施設分314万7,000円の合計で331万6,000円となります。

本事業は、保育士、幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うため、収入を3%程度引き上げる処遇改善を実施するものです。

公園施設分につきましては、会計年度任用職員のうち、保育士と児童館職員の報酬額引上げを行います。

民営施設分につきましては、市から給付費、または委託料を支出している全ての園が対象となり、国が定めた補助基本額以上の賃金引上げを実施する施設に対し、補助基本額分の補助を実施するものです。

次に、補正額でございますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算の①幼稚園施設型給付費から、⑧法人立児童館運営事業までの、2、給付費及び6事業に記載のとおりとなり、財源内訳は、⑥子育て支援センター管理運営事業が一般財源、その他の給付費事業につきましては、全て国庫補助金となります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 まず、公営施設分については、子育て支援施設、保育園ですとか児童館とかに勤められている保育士さんと言えはいいのか、職員さんの賃金が3%分上がりますよという説明だったと思うのですが、民営施設分については、補助額…何と言いましたっけ、説明の中で、その賃金の基準を上回っているところについては、その補助額の限度額まで上げるというような説明だったのかなと思うのですが、それも計算すると、大体3%分になるということなのですか。

○高畑公朋子育て支援課長 委員お見込みのとおりでございます。

○金兵智則委員 そうしたら、これは今回特別に3%上げたのではなくて、子育て支援関係で働いている皆さんの賃金が3%アップしたよと、それが今後の基準になるよということで理解していいということですよ。

○高畑公朋子育て支援課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、続きまして、議案第27号中、子育て世帯臨時特別給付金給付事業外1事業の繰越明許費の補正について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 追加議案資料15号、9ページを御覧ください。

令和3年度一般会計児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業外1事業の繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

1の繰越明許費の設定理由及び内容であります。子育て世帯の生活を支援するため、現在高校生以下の子供1人当たり10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯支援金給付事業を実施しておりますが、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものであります。

子育て世帯臨時特別給付金につきましては、当初、令和3年度完了の事業として事務を進めてまいりましたが、国が離婚したひとり親世帯への給付金の支給を決定し、その申請受付期限を4月末までとしたことにより、令和4年度も事業が継続することとなったため、当該給付金を基に取り組んでおります子育て世帯支援金給付事業につきましても、申請受付期限を変更するところといたしました。

2の繰越明許費の内訳であります。1) 子育て世帯臨時特別給付金給付事業及び2) 子育て世帯支援金給付事業につきまして、資料に記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 今年度でやらなければいけないということで、大変お忙しい時間を過ごしていたのかなというふうに思いますけれども、これで若干のゆとりができたのかなというところですけども、申請状況なんか今現在どんな状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○小沼麻紀子育て支援課参事 子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、2月末の実績としまして2,406世帯、児童数としては4,330名に給付しております。予算後の見込みからいきますと、92%の

世帯のほうに支給しております。

ひとり親世帯の離婚後のほうは、今のところ5世帯から申請がありました。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第27号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

次に、学校教育部、社会教育部関係に入ります。

初めに、議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、教育旅行キャンセル料等助成事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の38ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費、教育旅行キャンセル料等助成事業について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、市内小中学校が実施する教育旅行のキャンセル等が、当初見込みを下回ったことから、授業の執行が見込まれない助成金を減額補正しようとするものであります。

補正額は、歳出が1,050万円の減額で、財源の歳出は2の(1)のとおり、歳入が2の(2)のとおりであります。

説明については以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 当初1,250万円から200万円だけ使われたという内容になっていきますけれども、これはどんな状況なのか、この中身をお伺いしたいと思います。

○小松広典学校教育課長 この予算の数字を立てた段階では、まだ実行していない修学旅行、教育旅行が残っていたものですから、余裕を持ちまして、200万円という形での減額補正とした形ですけども、実際には50万円弱程度で収まりそうな内容でござ

ございます。

修学旅行のほうですけれども、延期しながらでも、全ての学校で終わった実績となっております。

○金兵智則委員 全部の修学旅行が完了したというところですが、50万円を使われるということですので、どこなのか、何か所なのかはわかりませんが、延期という形をとりながらも実行できたというようなことでよかったですね。

○小松広典学校教育課長 実績につきましては、修学旅行の延期につきましては、小学校が3校、それから中学校が5校、それから日程の変更という形で、中学校が1校、スケジュールを変更しながら実施したという実績でございます。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続いて、議案第12号中、英語指導助手ALT招致事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 それでは議案資料の39ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、指導奨励費、英語指導助手ALT招致事業について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな英語指導助手の着任が遅れたため、事業の執行が見込まれない報酬を減額補正しようとするものであります。

補正額は、歳出が320万7,000円の減額で、財源は、歳出が2の(1)のとおり、歳入が2の(2)のとおりであります。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続いて、議案第12号中、小学校感染症対策等支援事業と、中学校感染症対策等支援事業について、関連がありますので併せて説明を求めます。

また、補正予算に伴う繰越明許費の補正も併せて説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の40ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、小学校教育振興費、小学校感染症対策等支援事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国の補正予算及び新

型新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小学校の感染症対策の徹底及び児童の学習保障支援を行うため、追加補正しようとするものでございます。

事業の内容について御説明いたします。

事業の目的としては2つありまして、1つ目には、学校における感染症対策等支援として、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒、教職員等の感染症対策に必要な物品の購入費等に係る経費、それから2つ目には、子供たちの学習補償支援として、児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた、学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる費用とされております。

各校への配分の内容につきましては、児童数が300人以上500人未満までが135万円、当市では1校該当します。

300人未満で90万円とされておりまして、ほかの8校については90万円となります。

補正額につきましては、855万円の増額、財源につきましては2のとおり、補助率が2分の1となりますけれども、交付金と合わせまして855万円を追加しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越すものでございます。

続いて、議案資料の41ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、中学校教育振興費、中学校感染症対策等支援事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明申し上げます。

こちら先ほどの小学校と同様に、生徒数300人未満の6校が、それぞれ90万円となります。

補正額につきましては、中学校分として540万円の増額、財源につきましては、補助率は2分の1となりますけれども、交付金と合わせまして540万円を追加しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越すものでございます。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 全額国庫補助金の感染症対策による消耗品の物品購入に当たる部分と、学習保障支

援、家庭学習等学習の保障に関する部分に係る経費という説明があったのですが、具体的にどういったものになるのか説明をお願いします。

○小松広典学校教育課長 前回の、この校長裁量補助金につきましては毎回、複数回で実施されているものなのですが、前回の実績ですと、家庭用の習熟用のプリントですとか、そのような教材関係が購入されております。

○松浦敏司委員長 いいですか。

他にございませんか。

○金兵智則委員 これ、3回目なのか、4回目なのか何回か出てきている補正だったと思うのですが、ただ、いつもはですね、たしか研修の機会がない先生方の研修費も含まれているという形だったので、1校につき90万から135万ということで、好きなように使っていよいよということだったと思うのですが、今回、使用目的が二つになって、そして経費の使途のところを見ると、消耗品と備品という形に2つに分かれているのですよね、ちょうど半額ずつ。

これ、各学校、消耗品と備品で半分ずつ、金額が分け与えられるものなのか、この学校は備品でお金使いますよ、この学校は消耗品で使いますよというような感じなのか。

そうすると何か買えないものもちょっと出て、この予算のね、消耗品と備品に分かれてしまっていますので、そこに達すると買えないものなんかも出てきてしまうのかな、要望どおりのものが準備できないなんていうことも出てくるのかな、なんていうふうに感じるところなのですが、その辺はいかがなのですか。

○小松広典学校教育課長 費目、節ですね、支出科目につきましては、現時点でこの予算を用いまして、何をどのように買うというような、完全なものはまだ予定、決まっておきませんので、そこは学校から上がってきたものにつきましては、学校の要望を、目的に合っているかどうかというのは確認しなければならないのですが、そちらを確認しまして、最大限、学校の要望を取り入れる形で、購入してまいりたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 であれば、90万円の学校であれば、45万円消耗品、45万円備品ですではなくて、その学校によっては、さっき言った教材を買うための消耗品費が多くなる、この学校においては備品が多くなる、その辺はうまいこと流用しながら、要望

に沿ったものを準備していただけるという理解でよかったですね。

○小松広典学校教育課長 委員おっしゃるとおり、そのように進めようと思っております。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは続いて、議案第12号中、網走まなび塾フェスティバル事業外2事業について説明を求めます。

○岩尾弘敏社会教育課長 議案資料42ページを御覧ください。

令和3年度一般会計社会教育振興費補正予算、網走まなび塾フェスティバル事業外2事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の執行が見込めないことから、次の3事業に係る経費を減額補正するものであります。

2の補正額であります。歳出予算については、①網走まなび塾フェスティバル事業が30万4,000円の減額で、補正後の額がゼロ円となります。

②子どもフェスティバル事業が、補正額が36万6,000円の減額で補正後の額がゼロ円、③ふるさとアーティスト公演事業が326万9,000円の減額で補正後の額が23万1,000円となります。

3の歳入予算については、③ふるさとアーティスト公演事業に係る経費の減額に伴い、特定財源である基金繰入金及び雑入について記載のとおり減額補正するものであります。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではないようですので、続いて、議案第12号中、スポーツ合宿誘致事業外4事業について、併せて説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案資料44ページを御覧ください。

令和3年度一般会計スポーツ振興費、スポーツ合宿誘致事業外4事業の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の執行が見込めないことから、次の経費を減額補正するものでございます。

補正の内容についてであります。①スポーツ合宿誘致事業につきましては、スポーツ合宿団体の減少に伴い、送迎バスの運行委託が減少したことなどから、委託料400万円を減額するものであります。

②スポーツ合宿事業補助金につきましては、合宿団体の減少に伴い、網走市スポーツ合宿実行委員会の事業費が減少とすることが見込まれることから、補助金350万円を減額補正するものであります。

③市民駅伝開催補助金につきましては、市民駅伝大会が中止になったことから、開催補助金150万円を減額補正するものであります。

④「夢の教室」開催事業につきましては、講師派遣による対面方式からオンラインの事業への実施方法の変更に伴いまして、事業費が減少したことなどから、委託料145万円を減額補正するものであります。

⑤東京オリパラホストタウン構想推進事業につきましては、韓国代表の事前合宿が中止となり、合宿チーム受入れに係る宿泊料、講演会等に係る報奨費、旅費などの事業費が減少となったことから、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料の合計225万円を減額補正するものであります。

2の補正額、(1)歳出予算、(2)歳入予算につきましては、45ページ、46ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、学校教育部、社会教育部関係については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

これで文教民生委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時25分閉会